

第2章 地方公共団体からの相談事例集

平成19年相談事例集の公表後も、地方公共団体からの独占禁止法上及び競争政策上の疑問や懸念に関する相談が寄せられている。

ここでは、これまでに蓄積された事例の中から、複数の地方公共団体から同様の相談が寄せられている事例や、独占禁止法及び競争政策の観点からの関心が高いと考えられる事例等を選定して掲載している。これに加えて、平成19年相談事例集の中から、本相談事例集に収録することが有用と考えられる事例についても、必要に応じて修正した上で、掲載している。

なお、本事例集では、相談内容等を一部加工している。

〔条例等の制定〕

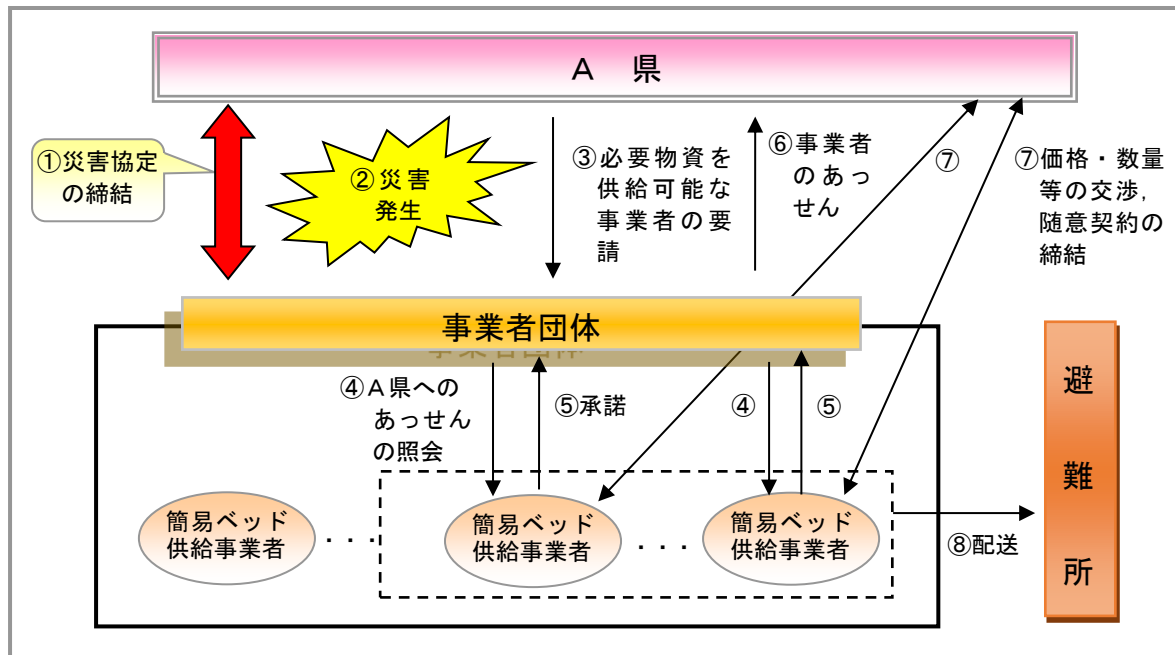
（災害対策①）

1 事業者団体との間で締結する物資供給に係る災害協定について

災害発生時の簡易ベッドの供給事業者の決定に関して、県が、事業者団体からあつせんされた事業者と個別交渉の上で随意契約を締結する旨を県が事業者団体と締結する災害協定において規定することは、独占禁止法との関係で問題とはならない。

1 相談の要旨

- (1) A県では、災害発生時の必要物資の円滑な調達を目的に、災害発生時に県が指定する避難所に設置する簡易ベッドの調達について、県内の簡易ベッドの供給事業者によって構成される事業者団体との間で、災害協定を締結することを検討している。
- (2) 本災害協定においては、簡易ベッドの供給事業者の決定について、そこに至る方法を含め、次のとおり規定することを検討しているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。
 - ア 災害対策基本法が規定する災害が発生した場合に、災害協定に基づき、A県は、事業者団体に対して、県が指定する避難所ごとに必要な簡易ベッドの数量を伝達し、避難所ごとに供給可能な事業者のあつせんを要請する。
 - イ 事業者団体は、構成事業者の中から、供給先となる避難所から構成事業者の事業所までの距離が最も近い者であって必要な供給能力を有する者を、当該構成事業者の承諾を得た上で、県にあつせんする。あつせんした構成事業者の供給能力を超える数量が必要とされる場合には、避難所からの距離が次に近い者から順に、必要数量に達するまで、あつせんする。
 - ウ A県は、あつせんされた事業者との間で個別に供給価格や数量等を交渉の上、随意契約を締結する。
- (3) A県は、事業者団体に加盟していない事業者に対しても、必要に応じて、簡易ベッドの供給を要請することとしている。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、災害発生時の必要物資の円滑な調達を目的に、各避難所に設置する簡易ベッドの供給事業者の決定に関して、県が事業者団体との間で締結する災害協定において、構成事業者の中から事業者団体があっせんした者との間で個別に価格等の交渉を行った上で随意契約を締結する旨を規定するものである。
- (2) 一般に、行政機関が、法令に則り、どのように調達を行うかは、独占禁止法上の問題ではなく、その調達に係るルールの策定も含め、当該行政機関の判断に委ねられている。

一方で、事業者団体の活動において、事業者団体が、構成事業者が供給する価格を決定し、供給する商品の数量を制限し、構成事業者間で受注を配分し、事業者団体への加入を不当に制限し、又は事業者団体においてある事業者を不当に差別的に取り扱うほか、構成事業者が、構成事業者間において提供する役務の価格を決定し、供給する商品の数量を制限し、又は受注を配分するなどにより、事業者間の競争を制限し、又は阻害するおそれがある場合には、当該事業者団体又は構成事業者による行為は、独占禁止法上問題となるおそれがあり（独占禁止法第3条、同第8条第1号、第3号、第4号及び第5号、同第19条〔一般指定第5項〕等）、それが行政機関が実施する施策により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに）。

- (3) A県が、本協定において簡易ベッドの供給事業者の決定方法をどのように規定するかについては、独占禁止法上の問題ではなく、法令に則った上でのA県の判断に委ねられている。

その上で、本協定においては、A県による簡易ベッドの供給事業者の決定は随意契約の方法によるとしているが、その過程において、A県は、随意契約の相手方となり得る事業者について事業者団体から適当な構成事業者のあっせんを受けるとされているところ、事業者団体によるあっせん者の決定は、供給先となる避難所からの距離という客観的な基準によって行われる上、あっせんされた者とA県との間においては、個別に供給価格や数量等の交渉が行われ、条件が合致した場合に随意契約が締結されるものであることに加え、A県は、事業者団体に加盟していない事業者に対しても必要に応じて供給を要請することとしている。これらのことからすれば、本協定における供給事業者の決定方法について、独占禁止法との関係で問題とはならない。

なお、事業者団体においては、例えば、収集した構成事業者の個々の供給能力等の情報について、他の構成事業者に提供したり、構成事業者間で共有されたりすることがないように留意する必要がある。また、当該事業者団体が、その構成事業者が供給する価格を決定¹⁸し、供給する商品の数量を制限し、構成事業者間で受注を配分し、当該事業者団体への加入を不当に制限し、又は当該事業者団体において特定の事業者を不当に差別的に取り扱うなどにより、事業者間の競争を制限するなどの場合には、当該事業者団体の行為は独占禁止法上問題となるおそれがあり、また、その構成事業者間において、提供する役務の価格を決定し、供給する商品の数量を制限し、又は受注を配分するなどにより、事業者間の競争を制限するなどの場合には、当該構成事業者の行為は独占禁止法上問題となるおそれがある。

3 結論

災害発生時に避難所に設置する簡易ベッドの供給事業者の決定に関して、県が、事業者団体が構成事業者の中からあっせんした事業者との間で、個別に価格・数量等を交渉した上で随意契約を締結する旨を県が事業者団体との間で締結する災害協定において規定することは、独占禁止法との関係で問題とはならない。

¹⁸ 「決定」とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる。

【参考】 公正取引委員会事務総局は、東日本大震災の発生を受けて、平成 23 年 3 月 18 日、「被災地への救援物資配送に関する業界での調整について」¹⁹を公表している。その内容は以下のとおり。

今回の地震は前例のない大規模なものであり、その被害は広範囲に及び、被災地は必要な様々な物資が供給されにくい困難な状況に置かれています。

このような緊急の状況に対処し、被災地に円滑に物資を供給するため、関係事業者が共同して、又は関係団体において、配送ルートや配送を担当する事業者について調整することは、(1)被災地に救援物資を円滑に輸送するという社会公共的な目的に基づくものであり、(2)物資の不足が深刻な期間において実施されるものであって、かつ、(3)特定の事業者に対して差別的に行われるようなおそれはないと考えられることから、独占禁止法上問題となるものではありません。

また、公正取引委員会は、「震災等緊急時における取組に係る想定事例集」²⁰（平成24年 3 月）を公表しているので、必要に応じて参照いただきたい。

¹⁹ 「被災地への救援物資配送に関する業界での調整について」（平成23年 3 月18日）

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/110318busshi.html>

²⁰ https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/index_files/souteijirei.pdf

〔条例等の制定〕

（環境対策①）

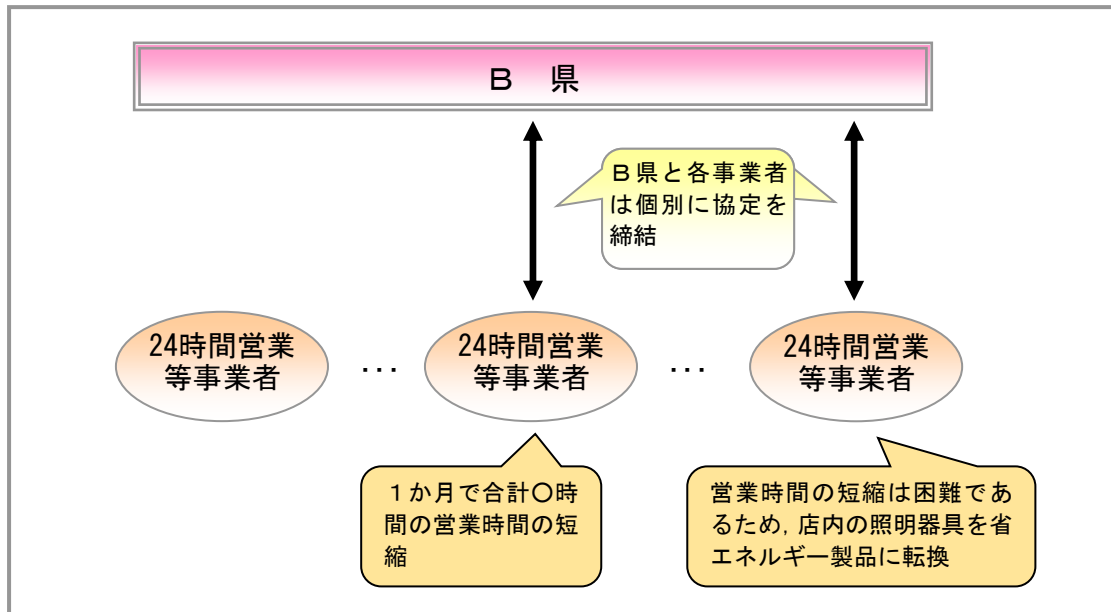
2 県が事業者と営業時間短縮等に係る協定を結ぶことについて

県が、温室効果ガス排出量抑制のための取組として、条例に基づき、24時間営業等事業者との間で、個別に営業時間短縮のための自主的な努力に係る協定を結ぶことは、合意の得られた事業者ごとに個々に締結されるものであり、営業時間の短縮以外の取組も選択肢として予定されており、事業者の活動を制限するとまではいえないことから、独占禁止法との関係で問題とはならない。

1 相談の要旨

B県では、地球温暖化対策に関する意見を県民から募ったところ、深夜営業店の必要性について疑問の声が多数寄せられた。しかし、県が営業時間の短縮を内容とする営業規定を設けることは難しいと判断し、現在検討中の条例案の中で、県は、温室効果ガス排出抑制の観点から、終日営業を行う店舗並びに自動販売機の設置及び管理事業者（以下「24時間営業等事業者」という。）と、店舗の営業時間又は自動販売機の稼働時間の短縮等に関する協定を締結するよう努める旨の規定を設ける予定であるが、この案について独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

なお、合意の得られた事業者1社ごとに1件の協定を締結することを予定しており、事業者団体が協定の当事者となることや、1件の協定に複数の事業者が連名で協定の当事者となることはない。さらに、この協定は、温室効果ガス排出の抑制を目的としているので、営業時間の短縮が困難な場合でも、例えば、照明のエネルギーの効率化等、温暖化防止の取組に係る協定の締結や、この条例をきっかけに、温暖化対策について、各事業者との話合いの場を持つことができれば有意義であると考えている。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 本件は、温室効果ガス排出量の抑制を図るために、条例に基づき、B県が24時間営業等事業者との間で、営業時間短縮のための協定を締結するものである。

(2) 営業時間は事業者にとって重要な競争手段の一つであり、各事業者が自らの経営戦略の中で自主的に判断することができる。行政機関が、法令に具体的な規定がない営業時間（営業方法）に関する行政指導を行うことにより、営業時間（営業方法）に関する事業者の活動が不当に制限され、公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害される場合には、事業者のサービスの向上のインセンティブを失わせることとなるため、こうした弊害が生じることのないよう十分留意する必要がある（行政指導ガイドライン2(4)）。

なお、本協定の締結を契機として、競争を回避することを目的として、事業者間又は事業者団体で深夜営業を行う店舗数を制限することなどの営業時間に関する調整が行われるなど、事業者間の競争が制限されるなどの場合には、当該事業者又は事業者団体の行為は独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第3条、同第8条第1号、第3号、第4号）。これが行政機関が実施する施策により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに）。

(3) 本件において、B県が、条例に基づき24時間営業等事業者との締結を予定する協定は、個別事業者ごとに合意の得られた相手方と個々に締結するものであり、協定の内容については、営業時間等の短縮に限らず、営業時間

等の短縮が難しい場合には、照明のエネルギーの効率化等、他の温暖化防止に係る取組を内容とすることも選択肢として予定されていることからすれば、事業者の活動を制限するとまではいえず、独占禁止法との関係で問題とはならない。

3 結論

本協定は、条例に基づき、地球温暖化対策の見地から、営業時間短縮のための自主的な取組に関して、県が個別事業者ごとに合意の得られた相手方と個々に締結し、営業時間の短縮以外の取組も選択肢として予定されているものであり、事業者の活動を制限するとまではいえないことから、独占禁止法との関係で問題とはならない。

〔条例等の制定〕

（流通・取引対策①）

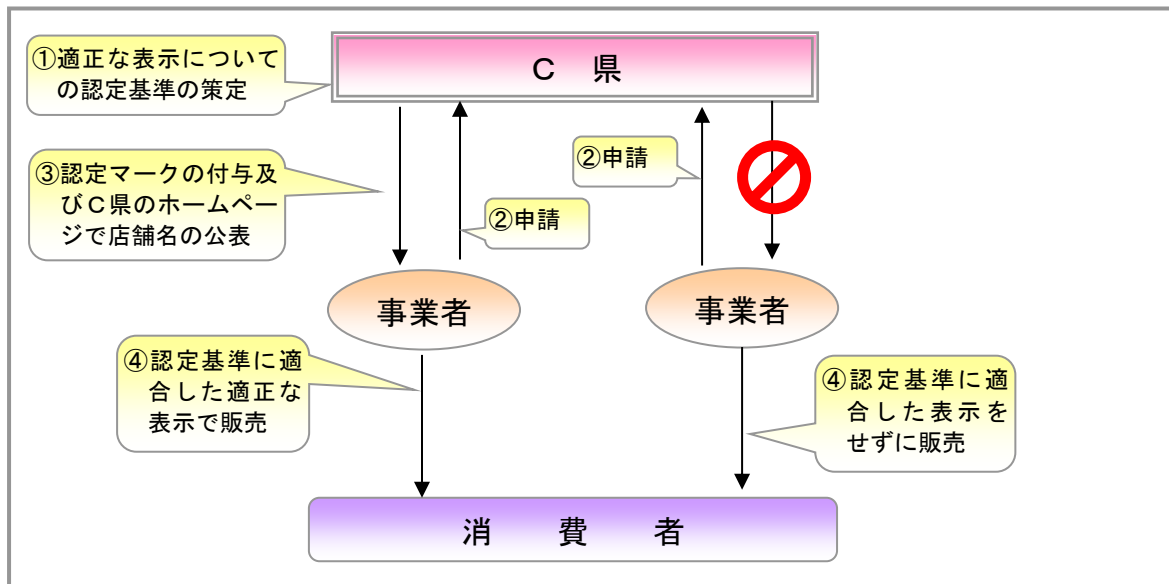
3 県によるガソリン小売価格表示を推奨するための認定制度の策定等について

県が、ガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化を推進するため、一定の基準を設定し、これに合致する事業者を県が認定してその店舗名を公表することは、消費者に対してガソリンスタンドに関する合理的な選択を行うための必要な情報を与えることとなり、それによってガソリンスタンド間の競争を促進させることにつながり、消費者の利益にもなるものと考えられる。

1 相談の要旨

C県では、県内のガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化を推進するため、事業者の申請を受けて、県が設ける販売価格の表示に関する基準に基づき、当該基準に適合する事業者を認定して認定マークを付与するとともに、当該事業者が運営する店舗名をC県のホームページ上で公表し、当該基準に適合しない事業者には認定マークを付与しないことを検討している。なお、販売価格の表示に関する基準は公表する予定だが、具体的な内容については検討中である。

この施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 本件は、ガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化を推

進するために、県が設ける基準に合致する事業者に対して、県が認定マークを付与するとともに、その店舗名を公表するものである。

(2) 一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づく当該行政機関の判断に委ねられている。しかし、当該施策の制度設計や運用の方法によって特定の事業者が競争上著しく有利又は著しく不利になる場合には、市場における競争をゆがめ、その結果、価格やサービス面で消費者の不利益にもなりかねない。

(3) 本件において、C県は、ガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化の推進を目的に、県が設ける基準に合致する事業者に対して県が認定マークを付与するとともに店舗名を公表することを検討しているが、その実施方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づくC県の判断に委ねられている。

その上で、C県が、表示に関して基準を設けて適合する事業者に対して認定マークを付与し、店舗名を公表することは、消費者に対してガソリンスタンドに関する合理的な選択を行うための必要な情報を与えることとなり、それによってガソリンスタンド間の競争を促進させることにもつながり、消費者の利益にもなるものと考えられる。

3 結論

県が、ガソリンスタンドの店頭における販売価格の表示の適正化を推進するため、あらかじめ設けた基準に基づき、これに合致する事業者を認定して店舗名を公表することは、消費者に対してガソリンスタンドに関する合理的な選択を行うための必要な情報を与えることとなり、それによってガソリンスタンド間の競争を促進させることにもつながり、消費者の利益にもなるものと考えられる。

〔条例等の制定〕

（中小企業振興①）

4 建設工事の受注事業者に対する地元業者の下請利用の義務付けについて

市が、競争入札の実施に当たって、一定の条件を付すこと自体は、独占禁止法上の問題ではないが、一般的な要請を超えて、建設工事の受注事業者に対して下請発注時に地元業者の利用を義務付けることは、受注事業者の自由な事業活動を制限することとなるほか、地元業者と地元業者以外の事業者との競争が失われることにより、地元業者の競争力を弱め、かえって地元業者の健全な育成を阻害するおそれがあることに留意する必要がある。

1 相談の要旨

D市は、市内の建設業者で構成する事業者団体から受けた要望において、近年公共工事の発注金額が減少傾向にあり、地元の中小建設業者の受注機会を確保するため、D市発注の建設工事において受注事業者が工事を下請発注する場合、地元業者を優先させた発注を行うよう求められている。

当該要望を受けて、D市では、地元業者の受注機会の確保を目的に、一般競争入札の方法により発注する建設工事の受注事業者に対し、工事を下請発注する場合における地元業者の利用を義務付け、その旨を条例に規定することを考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、D市が、地元の中小建設業者の受注機会の確保を図るため、条例において、一般競争入札の方法により発注する建設工事の受注事業者に対し地元業者の下請利用を義務付けるというものである。
- (2) 一般に、行政機関が、法令に則り、どのように入札を行うかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該行政機関の判断に委ねられている。
- (3) 本件は、地元の中小建設業者の受注機会の確保という目的の下、一般競争入札の方法により発注する建設工事の受注事業者の下請利用を地元業者に限定するものであり、このような要件の設定自体は独占禁止法上の問題ではない。

その上で、D市が、受注事業者に対して、下請発注する事業者を地元業者に限定させるに当たって、受注業者に対する一般的な要請によって行う場合には、地元業者も含めてどの事業者に発注するかについては、当該受注事業者の自主的な判断に委ねられるが、一般的な要請を超えて受注事業者に対して地元業者の下請利用を義務付ける場合には、受注事業者は、下請発注する

事業者を自由に決定することができず、当該受注事業者の自由な事業活動を制限することとなる。また、受注事業者に対して地元業者の下請利用を義務付けることによって、地元業者と地元業者以外の事業者との競争が失われることにより、地元業者の競争力を弱め、かえって地元業者の健全な育成を阻害するおそれもある。

3 結論

市が、競争入札の実施に当たって、一定の条件を付すこと自体は、独占禁止法上の問題ではないが、一般的な要請を超えて、一般競争入札の方法により発注される建設工事の受注事業者に対して、下請発注時における地元業者の利用を義務付ける旨を条例に規定することは、それによって受注事業者の自由な事業活動を制限することとなるほか、地元業者と地元業者以外の事業者との競争が失われることにより、地元業者の競争力を弱め、かえって地元業者の健全な育成を阻害するおそれがあることに留意する必要がある。

〔行政指導〕

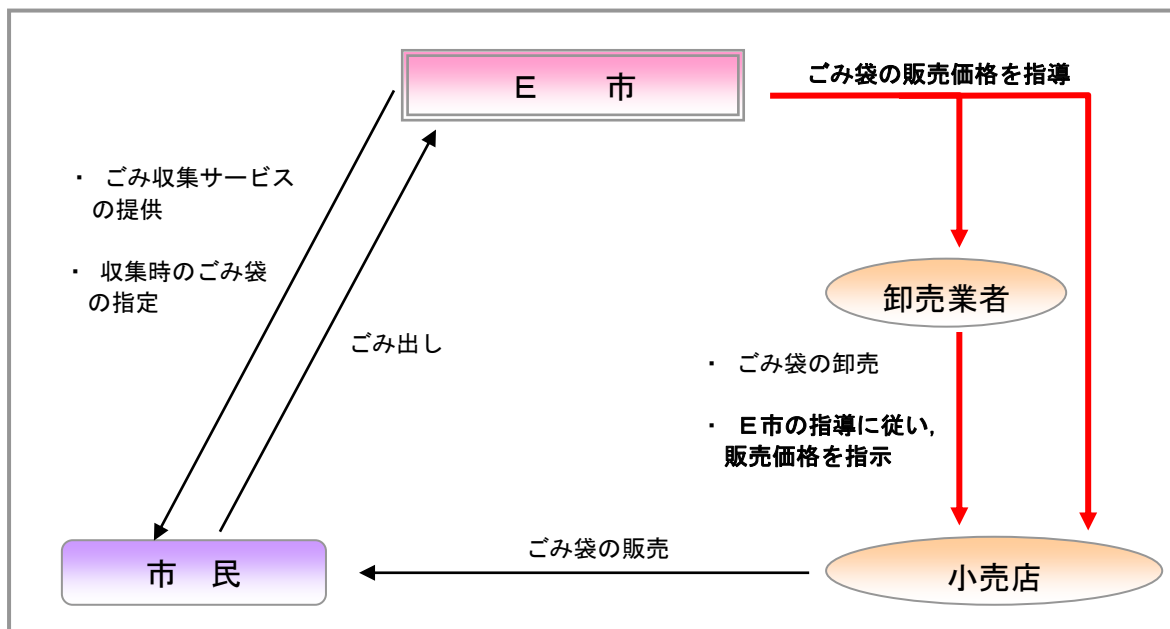
（流通・取引対策②）

5 市によるごみ袋の小売価格の統一に係る行政指導について

市が、一般の商品として流通しているごみ袋について、市民の負担を平準化するために、卸売業者を通じて又は直接小売店に対して、一定価格で販売するよう行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、価格引下げのインセンティブを失わせることとなり、かえって市民の不利益にもなりかねないことに加え、当該行政指導は、卸売業者間又は小売店間において価格を共同して決定するなど、卸売業者又は小売店の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

1 相談の要旨

E市は、ごみの収集に当たり、E市指定の規格を満たすごみ袋を使用することを義務付けているところ、市民の負担を平準化するとの見地から、既に一般商品として流通しているE市指定のごみ袋の小売価格を統一させることを検討している。具体的には、卸売業者を通じて、あるいは小売店に対して直接一定の価格水準、価格帯等を示すなどして、ごみ袋を一定価格で販売させることを考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 本件は、E市指定のごみ袋を使用する市民の負担を平準化するために、当

該ごみ袋の小売価格を一定にするものである。

- (2) E市指定のごみ袋の価格は、卸売業者、小売店等が自主的に設定しており、事業者は、価格の引下げを行うことなどを自由に決定することができる。公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに、2(2)）。
- (3) 個々の卸売業者又は小売業者が自らの判断で自由に設定することができるE市指定のごみ袋の小売価格の設定が、当該行政指導によってE市から示された一定価格に統一されることとなれば、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、価格引下げのインセンティブを失わせることとなり、かえって市民の不利益にもなりかねない。
- (4) また、E市による卸売業者に対する小売価格の行政指導によって、卸売業者による小売業者に対する販売価格の自由な決定の拘束（再販売価格維持行為）といった、卸売業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり（独占禁止法第2条第9項第4号、同第19条）、さらに、E市による各小売店に対する小売価格の統一のための一定の価格水準、価格帯等を示すなどした行政指導によって、卸売業者間又は小売店間において、当該行政指導で示された価格を目安とするなどして価格を共同して決定するといった、卸売業者又は小売店による独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第3条）。

3 結論

市が、市指定のごみ袋を一定価格で販売するよう行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による価格引下げのインセンティブが失われ、消費者の不利益になりかねないことに加え、当該行政指導は、卸売業者間又は小売店間において価格を共同して決定するなど、卸売業者又は小売店の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

〔行政指導〕

（流通・取引対策③）

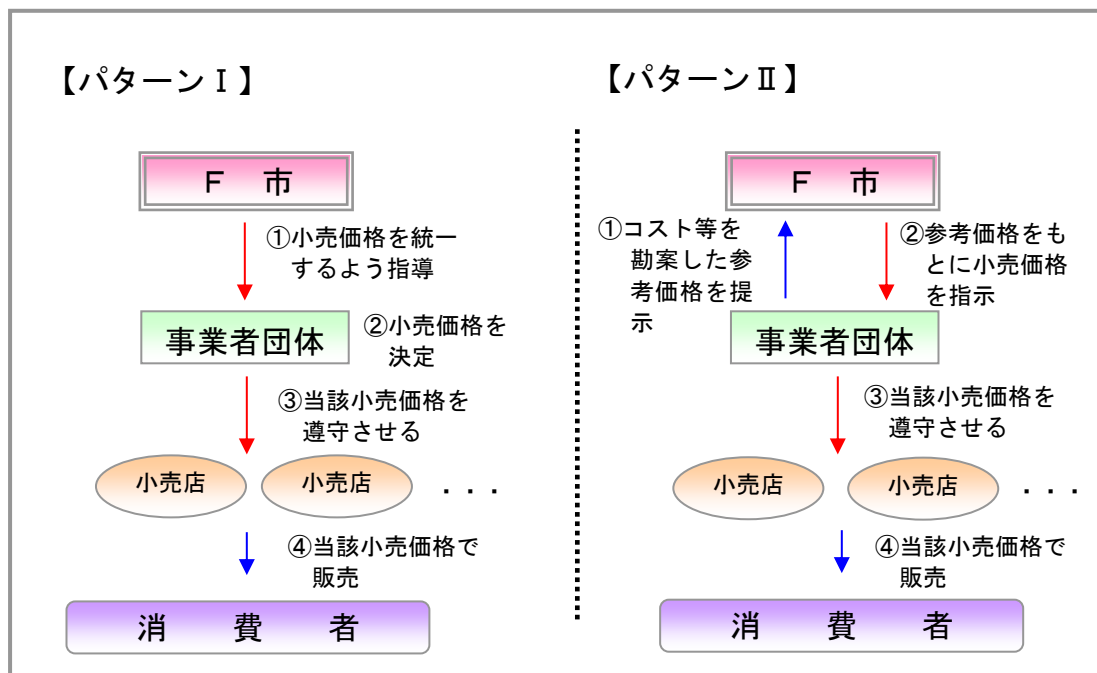
6 市による灯油の小売価格の統一に係る行政指導について

市が、事業者団体を通じて市内の小売業者に対し灯油について統一価格で販売するように行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、価格引下げのインセンティブを失わせることとなり、かえって消費者の不利益にもなりかねないことに加え、当該行政指導は、事業者団体が加盟小売業者の小売価格を決定するなど、当該事業者団体の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

1 相談の要旨

F市は、市民から、市内の灯油の価格が小売店によって多様であることから、価格が高い店で買ってしまったという苦情が寄せられている。このため、F市では、小売店によって灯油の小売価格が異なることのないよう、以下のような2つの対策案を検討しているが、それぞれ独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

- ① F市内の灯油小売業者全社が加盟している事業者団体に要請し、F市内で販売される灯油の小売価格を決めさせ、当該事業者団体を通じて各小売店に当該価格を遵守させる案（パターンⅠ）。
- ② ①と異なり、灯油の小売価格を上記事業者団体に決めさせるのではなく、上記事業者団体からコストなどを勘案した参考価格を提示させた上、この参考価格をもとにF市において小売価格を決定し、当該事業者団体を通じて各小売店に当該価格を遵守させる案（パターンⅡ）。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、灯油の小売価格が多様であることによる市民の不公平感を払拭するために、各小売店の販売価格を統一させるものである。
- (2) 灯油の小売価格は、小売店が自主的に設定しており、事業者は、価格の引下げを行うことなどを自由に決定することができる。公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が、事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに、2(2)）。
- (3) 灯油の小売価格は、本来小売店が自らの判断で自由に設定することができるものであるにもかかわらず、当該行政指導によってF市から示されたパターンⅠ又はパターンⅡの方法によって小売価格を統一させることは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、価格引下げのインセンティブを失わせることとなり、かえって消費者の不利益にもなりかねない。また、F市がパターンⅠ及びパターンⅡにより、灯油小売業者全社が加盟する事業者団体を通じて各小売業者に当該小売価格を遵守させようとする事によって、事業者団体が加盟小売業者の小売価格を決定するなど、当該事業者

団体の独占禁止法違反行為（独占禁止法第 8 条第 1 号，第 4 号）を誘発するおそれがある。

3 結論

市が，灯油の小売価格の統一化を図るために，市内の灯油小売業者全社が加盟する事業者団体を通じて，各小売業者に対し，市が決定した販売価格又は当該事業者団体が決定した販売価格を遵守するよう行政指導を行うことは，事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに，事業者による価格引下げのインセンティブを失わせ，消費者の不利益になりかねないことに加え，当該行政指導は，事業者団体が加盟小売業者の小売価格を決定するなど，当該事業者団体の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

〔行政指導〕

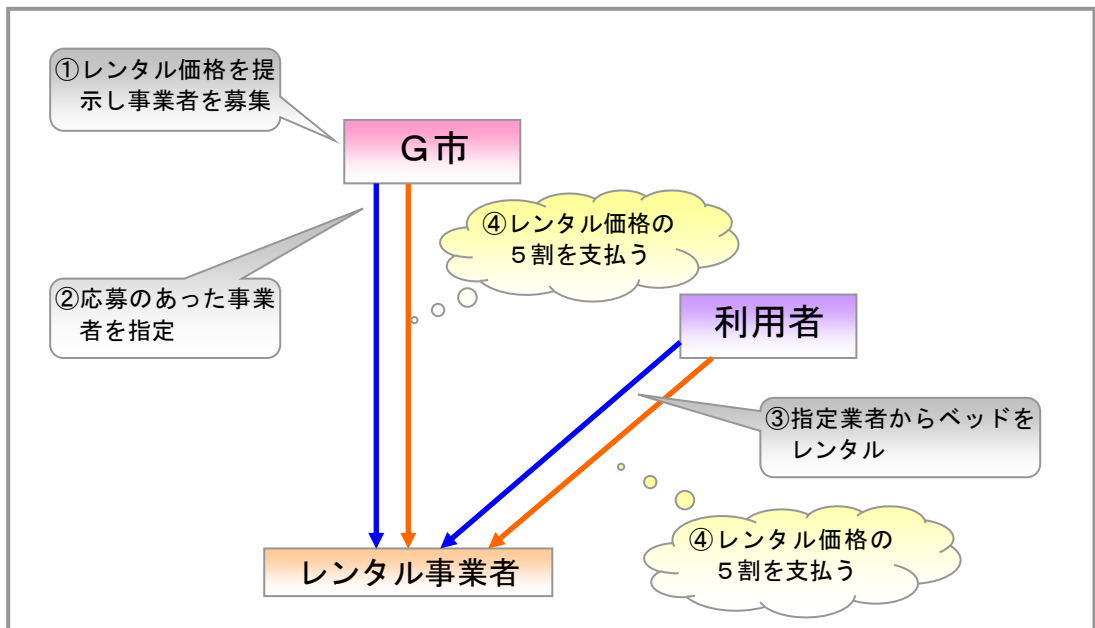
（医療・福祉①）

7 福祉用具（電動ベッド）のレンタルに係る助成及び価格指導について

市が、市民の特殊寝台（電動ベッド）のレンタル費用の一部を助成するに際して、助成の対象となる特殊寝台のレンタル価格の上限額を定め、当該価格に従う事業者がレンタルを行う特殊寝台についてのみ助成することは、個々の事業者のレンタル価格の設定における創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による価格引下げのインセンティブが失われ、かえって利用者の不利益になりかねないため、他のより競争制限的でない方法を採用することが望ましい。

1 相談の要旨

- (1) G市では、平成18年度の介護保険法の改正により、軽度者に対する特殊寝台（電動ベッド）のレンタルが介護保険の給付の対象から外れたことに伴い、制度改正以前から利用していた住民に特殊寝台のレンタル費用の一部を助成することを検討している。
- (2) 従来介護保険制度の下で請求されていたレンタル価格はみな極めて高額であることから、限られた予算の中、低所得者も利用しやすい制度とするため、助成制度の仕組みとして、G市が助成の対象となる特殊寝台のレンタル価格を決定し、その額のうち一定額（5割を想定）の助成を行うこととし、G市が決定したレンタル価格に従ってサービスを提供してくれる事業者をG市が募り、G市において助成制度の適用対象となるレンタル事業者を指定したいと考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。
- (3) なお、市が低所得者にも利用しやすいようなレンタル価格を設定することにより、一般レンタル価格や介護保険の請求額が低下する波及効果も期待できるものと考えている。また、G市における特殊寝台のレンタル価格は、事業者からのヒアリングなどを参考に設定したいと考えている。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、制度改正前から特殊寝台を利用していた住民が引き続き特殊寝台を使用しやすくするために、G市が、助成の対象となる特殊寝台のレンタル価格を決定し、その額の一部を助成する制度を設けるものである。
- (2) 特殊寝台のレンタル価格は、レンタル事業者が自主的に設定しており、事業者は、価格の引下げを行うことなどを自由に決定することができる。公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない(行政指導ガイドラインはじめに、2(2))。

また、一般に、行政機関が助成金を支給する場合に、その対象や支給の条件をどのように設定するかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該助成金の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかし、当該政策目的を達成するために助成金を支給するに当たって、競争に対する影響のない又は競争に対する影響のより少ない支給方法がある場合には、そのような方法を採用することが望ましい。

- (3) 本件特殊寝台のレンタル価格については、個々の事業者が自らの判断で自由に設定することができるにもかかわらず、G市が助成の対象となる特

殊寝台のレンタル価格を定め、当該価格に従う事業者がレンタルを行う特殊寝台についてのみ助成することによって、個々の事業者のレンタル価格の設定における創意工夫の発揮が妨げられるとともに、事業者による価格引下げのインセンティブが失われ、かえって利用者の不利益にもなりかねない。

一方、G市の限られた予算の中で、低所得者も利用しやすい制度にするためには、例えば、助成額の上限額を決めるなどにとどめ、特殊寝台のレンタル価格の設定自体は各事業者が自らの判断で行うといった、他のより競争制限的でない方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。

3 結論

市が、市民の特殊寝台のレンタル費用の一部を助成するに際して、助成の対象となる特殊寝台のレンタル価格を定め、当該価格に従う事業者がレンタルを行う特殊寝台についてのみ助成することは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による価格引下げのインセンティブが失われ、かえって利用者の不利益にもなりかねない。一方、例えば、助成額の上限額を決めるなどにとどめ、特殊寝台のレンタル価格を決定すること自体は事業者自らの判断で行うといった、他のより競争制限的でない方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。

〔行政指導〕

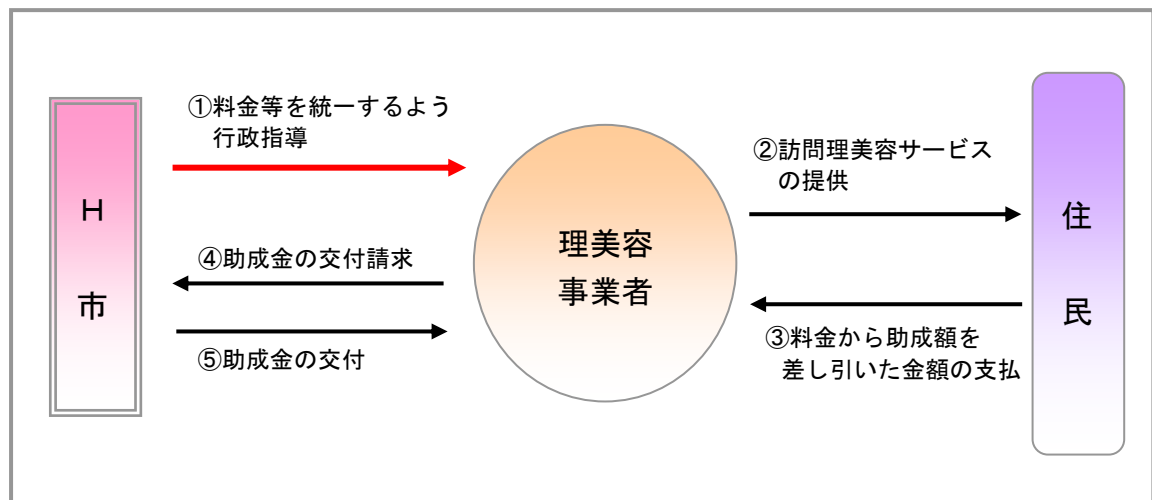
（医療・福祉②）

8 市による訪問理美容サービスの料金統一に係る行政指導について

市が、訪問理美容サービスの利用者に対する費用の助成制度の開始に当たり、個々の理美容事業者に標準的な料金等を示してこれに合わせるよう行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による料金引下げなどのインセンティブを失わせ、かえって消費者の不利益になりかねないことに加え、当該行政指導は、理美容事業者が共同して提供する訪問理美容サービスの料金を決定するなど、理美容事業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

1 相談の要旨

- (1) H市内の複数の理美容を営む者（以下「理美容事業者」という。）は、理美容室まで出向くことが困難な高齢者や障害者等の住民を対象に、訪問理美容サービス（理美容事業者が対象者宅に訪問して理美容サービスを提供することをいう。）を実施している。理美容事業者が提供する訪問理美容サービスの内容及び料金については、各理美容事業者が自ら設定している。
- (2) H市は、市内における訪問理美容サービスの更なる普及のため、利用者が支出した費用の一部を助成することを検討している。H市は、本助成制度を開始するに当たり、個々の理美容事業者によってその内容及び料金がまちまちでは本助成制度の利用者に混乱を生じさせるおそれがあるため、H市が個々の理美容事業者に対して標準的な理美容サービスの内容及び料金を示してこれに合わせるよう行政指導を行い、これにより、H市内で提供される訪問理美容サービスの内容及び料金を統一することを検討しているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、訪問理美容サービスの利用者が支払う費用の一部助成を開始するに当たり、訪問理美容事業者によって料金等がまちまちでは利用者に混乱を生じさせるおそれがあるため、H市が理美容事業者に標準的な料金等を示してこれに合わせるよう行政指導を行うものである。
- (2) 公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。そして、事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに、2(2)）。
- (3) 本件訪問理美容サービスの内容及び料金については、個々の理美容事業者が自らの判断で自由に設定することができるにもかかわらず、H市が、個々の理美容事業者に対して標準的な内容及び料金を示してこれに合わせるよう行政指導を行うことによってH市から示された標準的なものに統一されることとなれば、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、料金の引下げやサービスを向上させるインセンティブを失わせることとなり、かえって利用者の不利益にもなりかねない。また、たとえ当該行政指導が利用者の混乱を防ぐ観点からのものであっても、それによって、理美容事業者が共同して、提供する訪問理美容サービスの内容や料金を決定するなど、理美容事業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第3条）。

3 結論

市が、訪問理美容サービスの利用者が支出した費用の一部を助成する制度を開始するに当たり、個々の理美容事業者が設定するサービスの料金等がまちまちでは本助成制度の利用者に混乱を生じさせるおそれがあるため、標準的な料金等を示してこれに合わせるよう行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による料金引下げなどのインセンティブを失わせ、かえって消費者の不利益になりかねないことに加え、当該行政指導は、理美容事業者が共同して提供する訪問理美容サービスの料金を決定するなど、理美容事業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

〔補助金等の交付〕

（中小企業振興②）

9 取扱事業者の規模により商品券の販売額に上乗せされるプレミアム率に差を設けることについて

市が、利用者、利用期間、利用地域を限定したプレミアム付き商品券事業を実施する事業者団体に対して、プレミアムに相当する額の補助金を交付するに当たり、プレミアム付き商品券の取扱事業者の規模によってプレミアム率に最大数パーセント程度の差を設けさせることは、特定の事業者を競争上著しく有利又は著しく不利にするものではないことから、競争に与える影響は限定的である。

1 相談の要旨

- (1) I 市内の商工事業者が加盟する事業者団体は、プレミアム付き商品券（販売価格に対して一定の割増分〔プレミアム〕の付いた券面額となっている商品券）の発行・販売に係る事業（以下「プレミアム付き商品券事業」という。）を、期間を限定して、実施している。

プレミアム付き商品券の取扱いは I 市内に店舗・事業所を置く商工事業者に限られ、取り扱うには当該事業者団体への申込みが必要である（以下「取扱事業者」という。）。また、プレミアム付き商品券を購入することができるのは、I 市の在住者・在勤者に限られる。

- (2) I 市は、市内経済の活性化の目的に合致する事業に対して補助金を交付しており、交付に際して必要となる事項については、その都度、要綱に定めている。

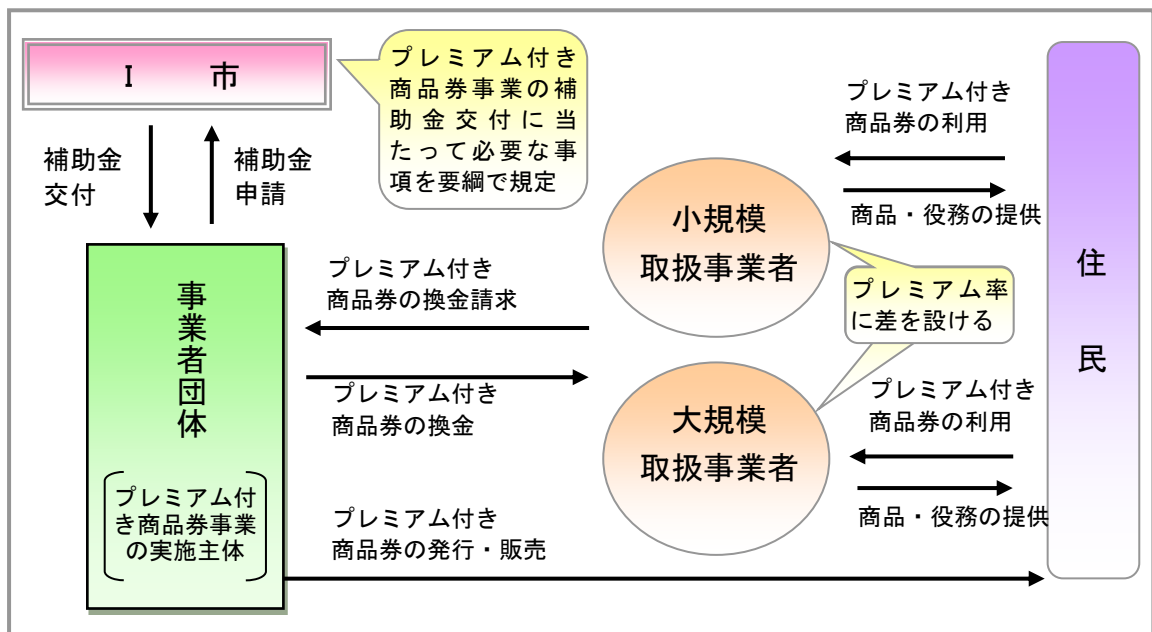
I 市では、これまでも、プレミアム付き商品券事業に対して、要綱に必要事項（実施期間、発行総額、プレミアム率〔販売価格に対するプレミアムの割合〕等）を定めた上で、プレミアムに相当する額の補助金を当該事業者団体に対して交付している。

- (3) I 市がこれまで交付したプレミアム付き商品券事業に係る補助金においては、取扱事業者の規模にかかわらずプレミアム率は一律のものであったが、プレミアム付き商品券の利用状況をみると、中小事業者の店舗・事業所での利用が低調であった。

このため、今後、I 市では、中小事業者の店舗・事業所におけるプレミアム付き商品券の利用を促進させ、これにより市内経済を活性化させるため、I 市における中小事業者の店舗・事業所の多くが床面積1,000平方メートル未満であることを踏まえ、店舗・事業所の床面積を基準に、取扱事業者を、1,000平方メートル未満の取扱事業者（以下「小規模取扱事業者」という。）

とそれ以外の取扱事業者（以下「大規模取扱事業者」という。）とに分けた上で、それぞれが取り扱うプレミアム付き商品券のプレミアム率について、大規模取扱事業者と比べて小規模取扱事業者向けのものを高く設定する旨を要綱に規定した上で、当該プレミアムに相当する額の補助金の交付を行うことを考えている。具体的なプレミアム率については検討中だが、その差は、最大でも数パーセント程度と考えている。なお、プレミアム付き商品券は、小規模取扱事業者用と大規模取扱事業者用とを分けて発行する。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、事業者団体が実施するプレミアム付き商品券事業に対して、I 市がプレミアムに相当する補助金を当該事業者団体に交付するに当たり、取扱事業者の規模によってプレミアム付き商品券の販売額に上乗せするプレミアム率に差を設けさせるものである。
- (2) 一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。一方、当該施策の制度設計や運用の方法によって特定の事業者が競争上著しく有利又は著しく不利になる場合は、市場における競争をゆがめ、その結果、価格やサービス面で住民の不利益にもなりかねない。
- (3) 一般に、プレミアム付き商品券事業は、地域経済の活性化を目的として全

国各地において広く実施されている。

本件において、I市は、中小事業者におけるプレミアム付き商品券の利用促進による市内経済の活性化を目的に、商品券の取扱事業者の規模によってプレミアム率に差を設けた補助金の交付を検討しているが、交付する補助金の内容をどのように設定するかについては、独占禁止法上の問題ではなく、政策目的に基づくI市の判断に委ねられている。

また、プレミアム付き商品券の取扱事業者の規模に応じてプレミアム率に差を設けることは、中小事業者におけるプレミアム付き商品券の利用促進による市内経済の活性化を目的に行われるものであり、プレミアム率の差も最大でも数パーセントであること、プレミアム付き商品券を利用できる期間及び地域は限定されており、その購入者もI市の在住者・在勤者に限定されていることを踏まえれば、特定の事業者を競争上著しく有利又は著しく不利にするものではなく、競争に与える影響は限定的である。

3 結論

I市が、プレミアム付き商品券事業を実施する事業者団体に対して、プレミアムに相当する額の補助金を交付するに当たり、中小事業者におけるプレミアム付き商品券の利用促進による市内経済の活性化を目的に、プレミアム付き商品券の取扱事業者の規模によってプレミアム率に最大数パーセント程度の差を設けさせることは、中小事業者におけるプレミアム付き商品券の利用促進による市内経済の活性化という目的の下、プレミアム付き商品券の利用範囲が期間及び地域を限定され、またその購入者もI市の在住者・在勤者に限定されていることを踏まえれば、特定の事業者を競争上著しく有利又は著しく不利にするものではなく、競争に与える影響は限定的である。

〔補助金等の交付〕

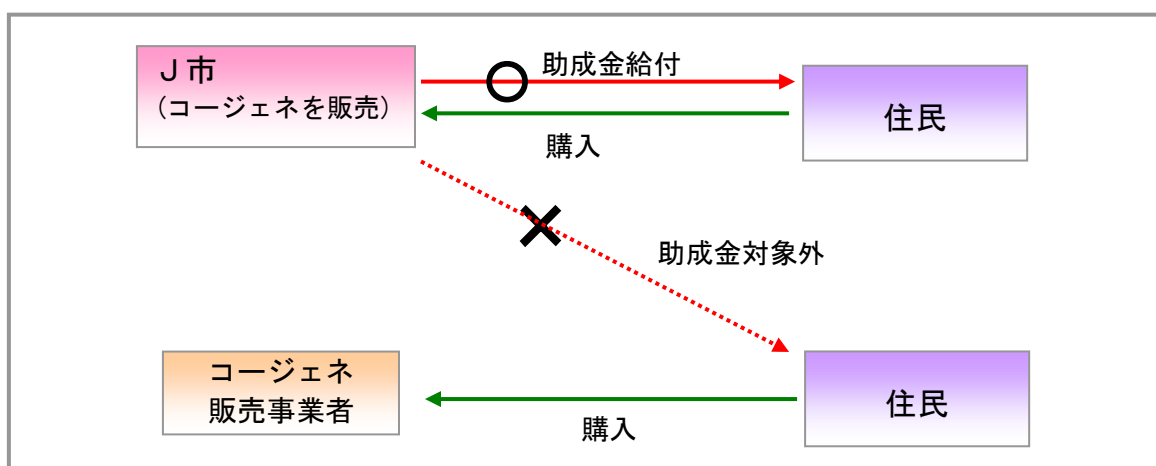
（環境対策②）

10 家庭用コージェネレーション²¹購入に係る助成制度について

一般ガス事業（いわゆる都市ガス事業）を営む市が、家庭用コージェネレーション（以下「コージェネ」という。）の普及・促進のため、市からコージェネを購入する住民に限ってコージェネ購入に係る助成金を支給することは、市が他のコージェネ販売事業者に比べて有利となり、市場における競争をゆがめるおそれがある。また、市の当該行為については、不当廉売として独占禁止法上問題となるおそれがあるかどうかを考慮する必要がある。

1 相談の要旨

J市は、都市ガス事業を営むとともに、都市ガス用のコージェネを販売している。J市において、都市ガス用のコージェネの販売は、J市以外の民間の事業者も行っている。このような状況の下、今般、J市は、地球温暖化対策の一環としてコージェネの普及・促進を図るため、コージェネを購入する一般消費者に対して助成金を支給することを検討しており、当該助成金の支給対象者をJ市からコージェネを購入する都市ガス利用者に限定したいと考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

²¹ ガスや石油等を燃料として、熱と電気とを同時に供給する熱・電併給システム。ガスエンジン等原動機を使い発電を行いながら、同時に発生する廃熱を給湯や暖房に利用するため、電気と熱を別々に生成するよりもエネルギー効率が良く、環境負荷が小さい。

- (1) 本件は、コージェネの普及・促進を図るため、コージェネを購入する住民に対して助成金を支給するものである。
- (2) 一般に、行政機関が助成金を支給する場合に、その対象や支給の条件をどのようにするかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該助成金の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかし、助成金の制度設計や運用の方法によって、特定の事業者が著しく有利又は著しく不利になる場合は、市場における競争をゆがめ、その結果、価格やサービスの面で住民の不利益にもなりかねない。
- (3) J市は、本助成金の支給対象者をJ市からコージェネを購入する住民に限定することとしている。他方、J市においては、民間の事業者もコージェネの販売事業を営んでいる。

その上で、J市が、助成金の支給対象をJ市からコージェネを購入する住民に限定し、民間事業者から購入する者をその対象から除外する場合には、コージェネの販売に関して、J市が他のコージェネ販売事業者に比べて有利となり、コージェネ販売市場における競争をゆがめるおそれがある。

- (4) また、J市はコージェネ販売事業を営んでいることから、当該事業に関しては独占禁止法上の「事業者」に当たる（独占禁止法第2条第1項）。

J市は、助成金の支給対象をJ市からコージェネを購入した住民に限定していることから、本件においては、J市は、コージェネを住民に対して、当該助成金の額を値引きした価格で販売しているとみるのが適当である。したがって、J市のコージェネ販売価格から助成金の額を差し引いた金額がJ市のコージェネの供給に要する費用を著しく下回っている場合には、J市の行為は、不当廉売として独占禁止法上問題となるおそれもあると考えられる（独占禁止法第2条第9項第3号、同第19条〔一般指定第6項〕）。

3 結論

コージェネ販売事業を営む市が、合理的な理由なく、市からコージェネを購入する住民に限って、コージェネ購入に係る助成金を支給することは、市が他のコージェネ販売事業者に比べて有利となり、市場における競争をゆがめるおそれがある。また、市の当該行為については、不当廉売として独占禁止法上問題となるおそれがあるかどうかとも考慮する必要がある。

〔委託事業等〕

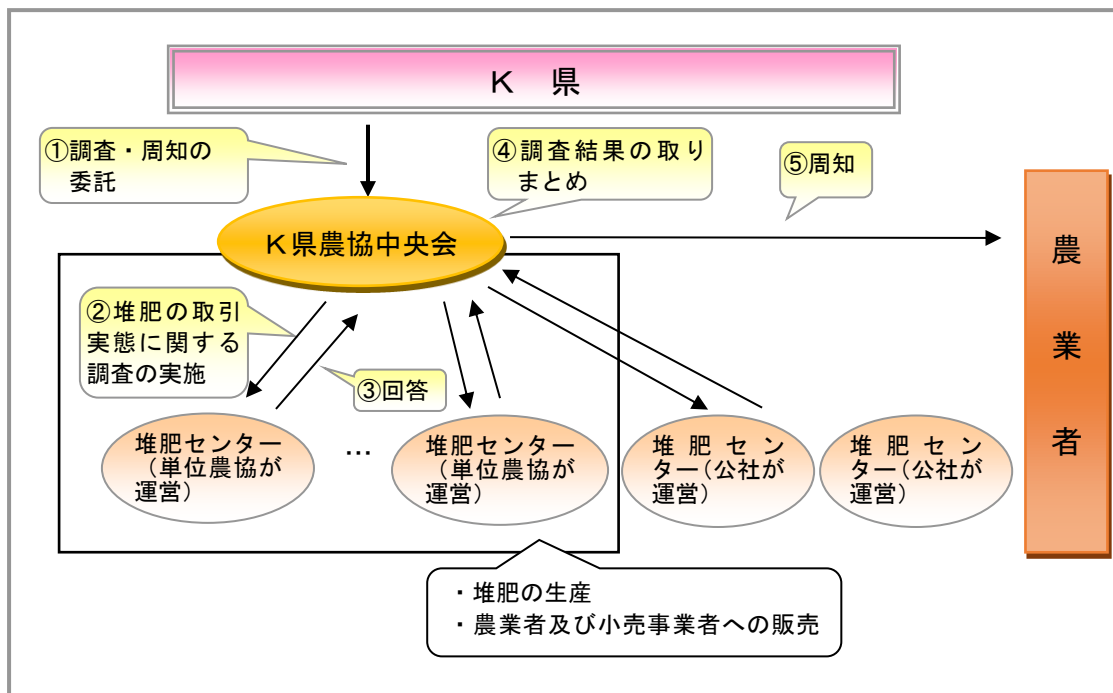
（流通・取引対策④）

11 堆肥の販売価格等の調査の実施及び調査結果の周知について

県が、県内の堆肥センターが製造・販売する堆肥の取引実態を調査して、統計処理等して取りまとめた結果の周知を行うという一連の業務を外部に委託して実施することは、独占禁止法との関係で問題とはならない。

1 相談の要旨

- (1) K県内には、良質な堆肥の生産及び販売を目的とする「堆肥センター」が複数設置されている。各堆肥センターの運営は、K県が設置する公社、農業協同組合（以下「単位農協」という。）等が行っている。なお、各堆肥センターが製造・販売する堆肥の種類は様々ではない。
- (2) K県は、多種多様な堆肥の流通促進を目的として、県内の堆肥センターが製造・販売する堆肥を対象に、その取引実態を把握するため、各堆肥センターから任意に、堆肥の生産量、在庫量、販売価格等の個別の取引実態に係る情報を収集し、統計処理等して取りまとめ、その結果を需要者（農業者）に向けて周知することを検討している。また、当該調査の実施に当たっては、取引実態に係る情報収集から周知までの一連の業務を、K県内における堆肥の需要者である農業者や、堆肥センターの主な運営者である単位農協をよく知る立場にある、K県農業協同組合中央会（以下「K県農協中央会」という。）に委託することを検討している。なお、本件調査の対象である堆肥センターの運営者の中には、K県農協中央会の会員である単位農協も含まれている。このような業務を委託することについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、K県が、多種多様な堆肥の流通促進を目的に、K県内の堆肥センターにおける堆肥の取引実態を調査してその結果を周知するに当たり、当該業務を、事業者団体（K県農協中央会）に委託するものである。
- (2) 一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられているが、公共調達においては、安くて質の高い物品やサービスを調達することが要請されるものであることから、可能な限り競争性の確保に配慮された調達が行われることが望ましい。その上で、公的事業の実施のための一定の業務等が事業者団体に委託等された場合に、事業者団体が、公的業務の実施に際して、独占禁止法上問題となり得る行為を行うことがあることに留意する必要がある（事業者団体ガイドライン第二12(3)）。なお、事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関が実施する施策によって誘発された行為であっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに）。
- (3) 本件は、多種多様な堆肥の流通促進を目的に、堆肥の取引実態を調査し、その結果を統計処理等して取りまとめた上、農業者に周知する業務を委託するものである。K県は、取引実態に係る情報収集から周知までの一連の業務を本件調査対象に関する知見を有するとの理由からK県農協中央会に委託

することとしているところ、委託先の選定をどのような方法等によって行うかは、独占禁止法上の問題ではなく、K県の判断に委ねられているが、その選定においては、可能な限り競争性が確保された方法によることが望ましい。

また、本件委託業務の内容は、委託先において取引実態を調査しその結果を取りまとめ周知することであるが、調査結果の取りまとめ及び周知においては、各堆肥センターから任意に収集した堆肥の生産量、在庫量、販売価格等の個別の取引実態に係る情報を統計処理等した上で、K県農協中央会の会員である単位農協の組合員に限らず、広く農業者に向けて周知することが予定されていることから、本件委託は独占禁止法との関係で問題とはならない。

なお、K県農協中央会においては、取引実態の調査の実施の過程において、K県農協中央会による価格、数量、顧客等に関する制限行為が行われる場合、あるいはその調査結果の需要者に向けた周知の内容によって、堆肥センター間で重要な競争手段に関する個別の取引実態に係る情報（個別農業者への販売価格、数量、小売業者への卸売価格、数量等）が共有されることで市場における競争が実質的に制限される場合等、本件取引実態に係る情報収集から周知までの一連の業務によってK県農協中央会又は堆肥センターの行為が独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第3条、同第8条第1号、第3号、第4号）。

3 結論

県が、県内の堆肥センターが製造・販売する堆肥の取引実態を調査して、統計処理等して取りまとめた結果の周知を行うという一連の業務を外部に委託して実施することは、独占禁止法との関係で問題とはならない。

〔委託事業等〕

(災害対策②)

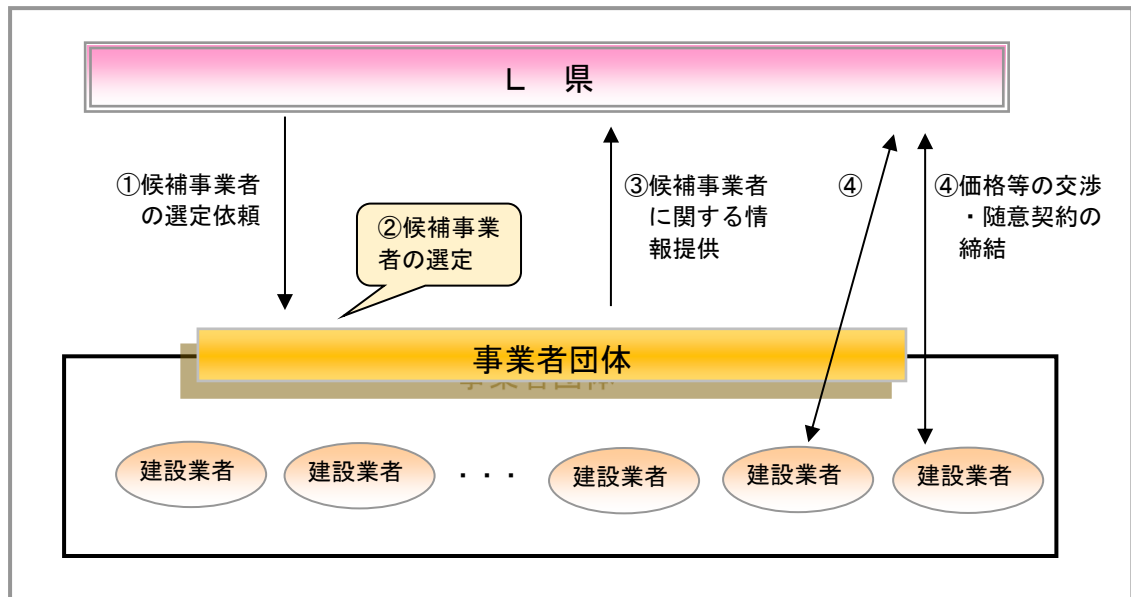
12 事業者団体に対する災害発生時の道路啓開作業に係る委託事業者の候補の
選定依頼について

県が、災害発生時の緊急車両等の通行の迅速な確保のため、あらかじめ、建設業者と道路啓開作業の委託に係る随意契約を締結するに当たり、その候補事業者の選定を事業者団体に依頼することは、その選定が客観的な基準に基づいて行われ、委託条件の決定に際しても、県と候補事業者との個別交渉が行われるものであれば、独占禁止法との関係で問題とはならない。

1 相談の要旨

- (1) L県は、近い将来発生が懸念されている災害に備え、災害発生時、緊急車両等の通行のために、早急に最低限の瓦礫処理を行い救援ルートを開ける役務（道路啓開作業）の実施を委託する事業者をあらかじめ選定し、当該事業者と随意契約を締結することを検討している。道路啓開作業を実施する事業者は、建設業を営んでいる者であって、かつ、作業実施に必要とされる建設機械、資材、技術者等を保有する者であることを必要とする。
- (2) L県には、L県内の全ての建設業者が加盟している事業者団体が存在し、当該事業者団体は、構成員の建設・土木機械等の所有状況や人的資源等を把握している。L県は、道路啓開作業の委託先の候補となる建設業者（以下「候補事業者」という。）の選定に当たり、当該事業者団体に対し、委託業者に求める条件を示した上で候補事業者の選定を依頼し、L県が示した条件を踏まえた客観的な基準に基づき当該事業者団体によってその構成事業者の中から選定された候補事業者それぞれと価格等の交渉を行って、条件が合致した場合に随意契約を締結することを検討している。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、災害発生時の道路啓開作業を迅速に実施することを目的に、災害が発生する前の平時において、県が事業者団体に当該事業を委託する建設業者の候補の選定を依頼し、選定された事業者との間で個別の交渉を経た上で、随意契約を行うものである。
- (2) 一般に、行政機関が、法令に則り、どのように調達を行うかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該行政機関の判断に委ねられているが、公共調達においては、安くて質の高い物品やサービスを調達することが要請されるものであることから、可能な限り競争性の確保に配慮した調達が行われることが望ましい。また、行政機関が発注先を選定するに当たり、事業者団体に対して、必要な情報提供等の依頼や候補事業者の選定を求め、事業者団体がこれに応じることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかし、事業者団体が、受注調整や、事業者間で差別的な取扱いをするなど、独占禁止法上問題となる行為を行う場合、かかる事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関が実施する施策により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに）。
- (3) 本件において、L 県は、委託の候補事業者の選定を事業者団体に依頼することを予定しているが、県が道路啓開作業の委託先の決定方法をどのようにするかは、法令に則った上でのL 県の判断に委ねられている。
その上で、本件における委託事業者の決定は、事業者団体がその構成事

業者の中から選定した候補事業者の中から行われるところ、L県は、事業者団体に対して委託の条件をあらかじめ示すこととしており、事業者団体は、L県が示した条件を踏まえた客観的な基準に基づいて候補事業者の選定を行うこととしている。加えて、事業者団体が選出した候補事業者について、L県は、そのまま委託事業者とするのではなく、個別の交渉を行い、条件が合致した場合にその事業者との間で随意契約を締結することが予定されている。これらのことからすれば、本件道路啓開作業に係る業務の委託において、L県が候補事業者の選定を事業者団体に依頼することとしたとしても、独占禁止法との関係で問題とはならない。

なお、事業者団体においては、本件の運用に当たって、例えば、収集した個々の構成事業者の重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報について、他の構成事業者に提供したり、構成事業者間で共有されたりすることがないように留意する必要がある。また、事業者団体が、構成事業者が提供する役務の価格を決定し、受注を配分し、事業者団体への加入を制限し、事業者団体においてある事業者を不当に差別的に取り扱う場合のほか、構成事業者間において提供する役務の価格を決定し、受注を配分する場合には、事業者団体及び構成事業者の行為は独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第3条、同第8条第1号、第3号、第4号、同第19条〔一般指定第5項〕）。

3 結論

県が、災害発生時における緊急車両等の通行を迅速に確保するため、あらかじめ、道路啓開作業を委託する建設業者との間で随意契約を締結するに当たって、その候補となる事業者の選定を事業者団体に依頼することは、その選定が、県が示した要件を踏まえた客観的な基準に基づいてなされ、委託条件の決定に際しても、県と候補事業者との間で個別の交渉が予定されるものであれば、独占禁止法との関係で問題とはならない。

〔委託事業等〕

（運輸・交通）

13 区域ごとに委託するデマンド型乗合タクシー²²事業者の数を各区域 1 社とするについて

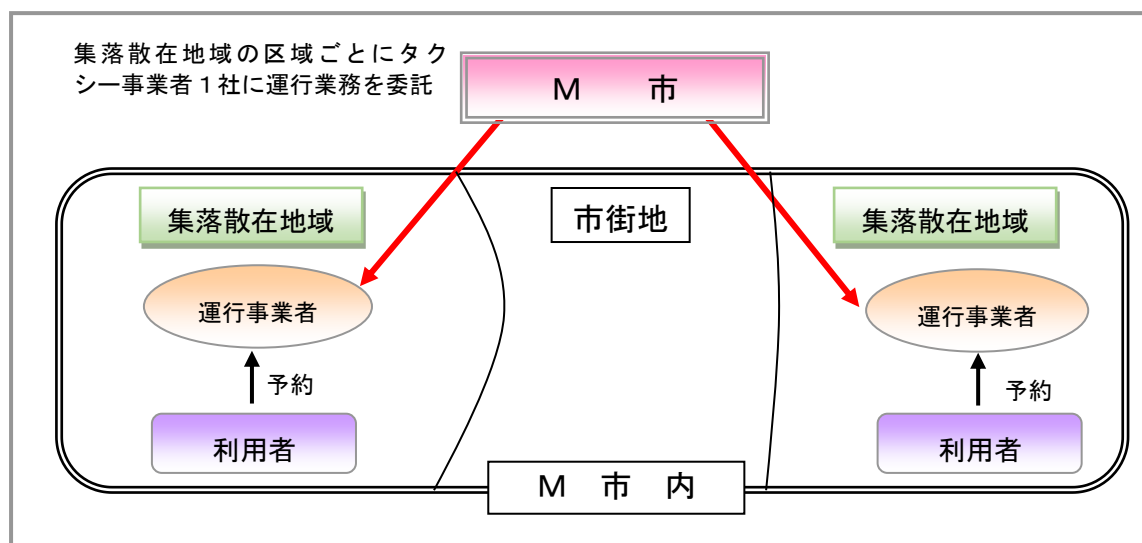
市が、デマンド型乗合タクシーの運行事業において、集落散在地域ごとに区域を設定した上で区域ごとに運行事業を特定のタクシー事業者 1 社に委託することは、その選定が応募条件をあらかじめ明示して公募する方法によって行われる場合には、市場における競争をゆがめるおそれはない。

1 相談の要旨

- (1) M市内には、人口が集中している市街地と過疎化が進む中山間地等の集落散在地域がある。集落散在地域は居住する住民の利用可能な交通手段が限られているため、特に高齢者や身体的理由によって自動車の運転が困難な者等（以下「移動困難者」という。）の移動に支障が生じている。
- (2) M市では、集落散在地域の移動困難者を対象としたデマンド型乗合タクシー（以下「本件デマンド型乗合タクシー」という。）を導入することにより、集落散在地域内の移動や、集落散在地域と市街地との移動等を容易にすることを検討している。その際、本件デマンド型乗合タクシーが運行する区域については、集落散在地域ごとに設定することとし、それぞれの区域における運行業務を一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を営む者に委託することを考えている。そして、各区域の運行業務の委託先については、現在検討中である当該事業の実施に必要な条件をあらかじめ明示した上で、公募により 1 社を決定する。これにより、本件デマンド型乗合タクシーを利用する場合には、当該区域の移動困難者は、当該区域において運行業務を委託したタクシー事業者を利用することとなり、当該タクシー事業者における運行事業の継続的实施にもつながるものと考えている。なお、発着地は限定されており（例：発着地〔自宅〕←→発着地〔病院等の特定施設等〕）、既存のタクシー事業者とは事業形態が異なっている。また、利用は、移動困難者のうち事前に登録した者とする。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

²² タクシー車両を使用した予約型の運行形態の輸送サービスのことであり、バス等の他の公共交通機関と同等程度の安価な料金で、あらかじめ設定された乗降地点を経由しながら、不特定多数の利用者が 1 台の車両に乗り合う形態のもの。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、M市が、移動困難者の移動を容易にするために実施するデマンド型乗合タクシー事業において、運行する区域を集落散在地域ごとに設定した上で、区域ごとに公募によって決定したタクシー事業者1社に当該区域における運行事業を委託するものである。
- (2) 一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかしながら、発注者である地方公共団体には、公正な競争が促進されることが求められているほか（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条第2号）、競争性の確保が求められている（「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」）。また、当該施策の制度設計や運用の方法によって特定の事業者が競争上著しく有利又は著しく不利になる場合は、市場における競争をゆがめることとなる。
- (3) 本件デマンド型乗合タクシー事業の実施において、M市は、集落散在地域ごとに区域を設定した上で、区域ごとに1社を選定して運行事業を委託することとしているが、委託する事業の内容をどのように設定するかについては、独占禁止法上の問題ではなく、M市の政策目的に基づく判断に委ねられている。また、本件デマンド型乗合タクシー事業は、居住する住民の利用可能な交通手段が限られる集落散在地域における移動困難者の移動を容易にする目的の下、区域ごとに運行事業を委託するタクシー事業者1社を選定するものであるが、M市が行う区域ごとの委託事業者の選定は、応

募条件をあらかじめ明示して公募するという競争性のある方法によって行われることからすれば、本件は、市場における競争をゆがめるものではない。

ただし、M市において今後検討される公募の条件の設定の仕方（委託対象区域の設定、委託期間の設定、保有車両台数の制限等）によっては、特定の事業者による応募を排除することにつながり、その結果、市場における競争をゆがめるおそれがある。

3 結論

市が、デマンド型乗合タクシーの運行事業において、集落散在地域ごとに区域を設定した上で区域ごとに運行事業を特定のタクシー事業者1社に委託することは、その選定が応募条件をあらかじめ明示して公募する方法によって行われる場合には、市場における競争をゆがめるおそれはない。

〔委託事業等〕

(医療・福祉③)

14 予防接種に係る被接種者の負担額及び委託費を県内で統一することについて

市町村が医療機関に委託して実施するインフルエンザの予防接種において、被接種者の負担額及び各市町村の医療機関への委託費を県の要請を受けて統一することは、個々の医療機関の接種の料金も統一されることとなり、それによって、個々の医療機関が創意工夫を発揮して接種の料金を自らの判断で自由に設定できなくなり、かえって住民の不利益にもなりかねないため、他のより競争制限的でない方法を採用することが望ましい。

1 相談の要旨

- (1) 市町村長が65歳以上の住民に対してインフルエンザの予防接種を行うことは、予防接種法によって義務付けられている（このように予防接種法に基づいて市町村長が実施する予防接種のことを「法定接種」という。）。また、インフルエンザの法定接種（以下単に「法定接種」という。）には、公的医療保険制度は適用されない。

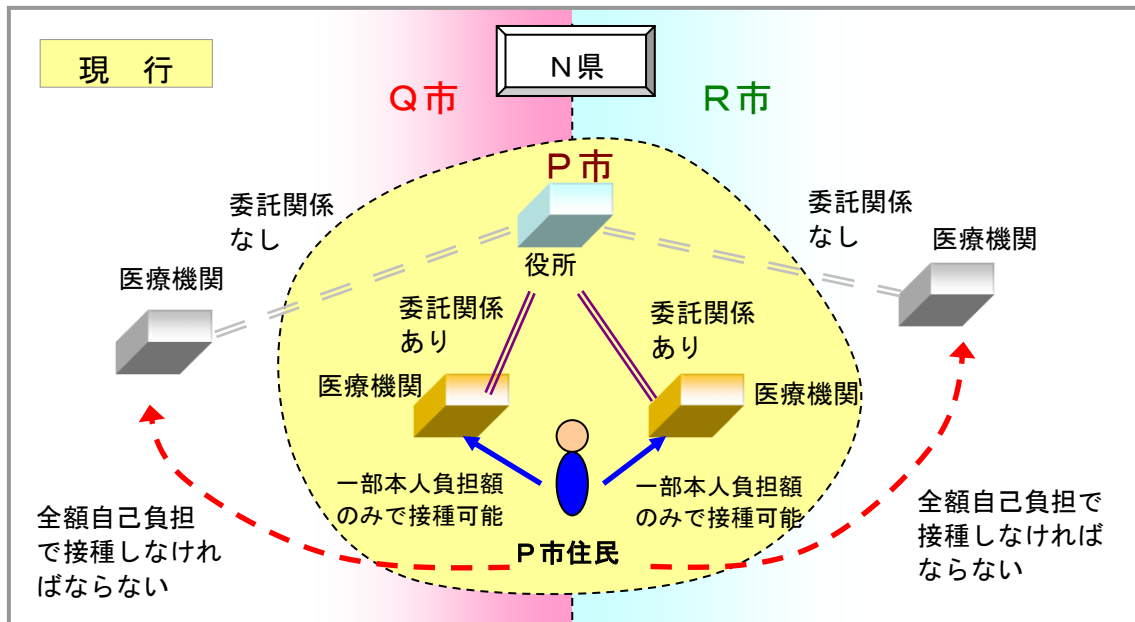
- (2) N県内の各市町村は、法定接種を、当該市町村に所在する医療機関に委託して実施している。実施に当たり、各市町村は、委託した医療機関に対して委託費を支払っており、委託費の額は、各市町村ごとに設定されている。

医療機関における法定接種の接種の料金は、医療機関ごとに設定され、医療機関が被接種者から徴収する接種の料金は、その医療機関が当該被接種者の居住する市町村から法定接種の実施の委託を受けている場合、当該医療機関が設定した接種の料金から、当該医療機関に対して支払われる委託費の額を差し引いた額（以下この額を「一部本人負担額」という。）となる。

$$\text{接種の料金} = \text{市町村からの委託費} + \text{一部本人負担額}$$

- (3) 現在、N県では、例えば、法定接種を希望するP市の住民がN県内のQ市に所在するかかりつけ医療機関において接種を受けた場合、当該医療機関はP市からQ市の法定接種の実施を受託していないため、当該医療機関が住民から徴収する接種の料金は、当該医療機関が設定した接種の料金の全額となり、当該住民は全額自己負担となる。

このような現状に対して、住民から各市町村に対して、N県内であれば、居住する市町村以外の市町村であっても全額自己負担せずに接種が受けられるようにしてほしい旨の要望が寄せられている。

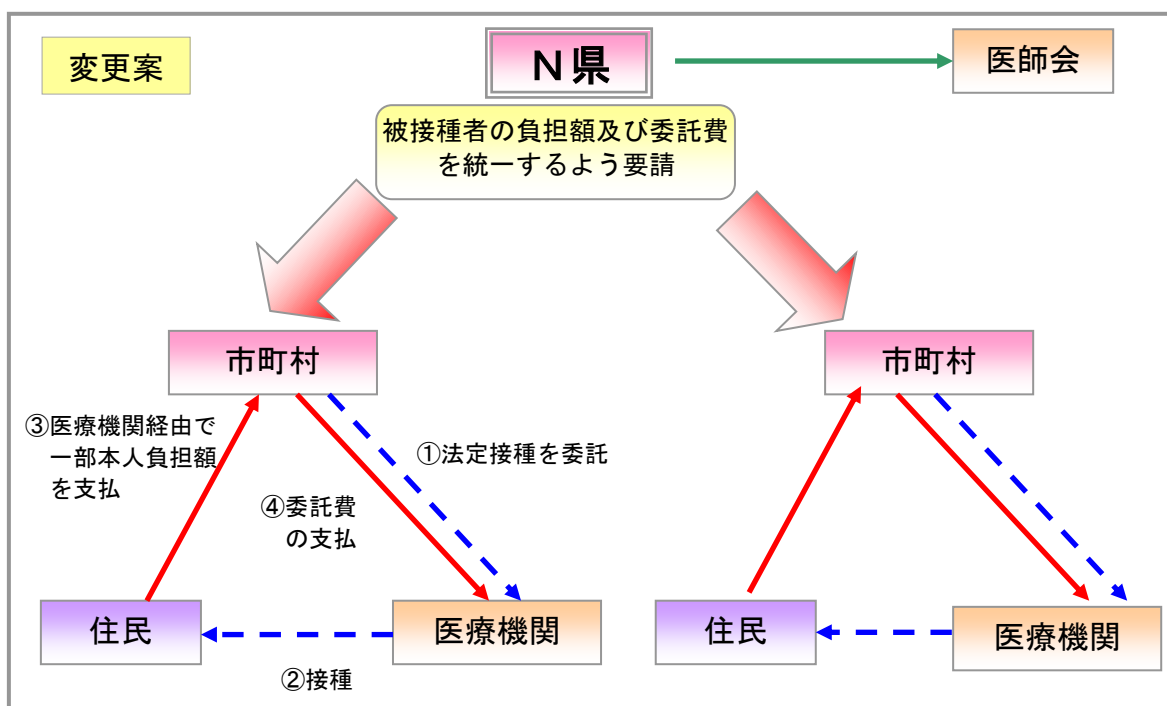


(4) N県及びN県内の各市町村では、このような住民のニーズに応えるため、当該住民が居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関で接種を受けた場合でも、当該住民の居住する市町村から当該医療機関に対して委託費が支払われ、当該住民が居住する市町村で法定接種を受けた場合と同様に、一部本人負担額の支払のみで接種を受けられる体制を整えることを考えている。一方、これに対して医療機関は、現在、市町村によって委託費の額がまちまちであることのほか、医療機関ごとに、一部本人負担額や法定接種に係る会計手続等もまちまちであることから、仮に前記の体制による法定接種が実現された場合、各医療機関にはN県内の全市町村からの来院が予想されるため、それによる事務手続に時間を要し、作業ミスが生じやすくなるなどの懸念を示している。

そのため、N県では、住民の要望を受け、県内の各市町村で医療機関ごとに異なっている被接種者の負担額を統一するとともに、各医療機関における事務負担も考慮して、各市町村から医療機関に対する委託費についても統一することとし、これを各市町村に対して要請することを考えている。なお、具体的な方法等については、今後、各市町村及び医師会と協議を行いながら進めていく考えである。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ない

か。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、市町村が医療機関に委託して実施する法定接種について、県の要請を受けて県内の各市町村が被接種者の負担額及び委託費を県内で統一するものである。
- (2) 一般に、法令上、行政機関自らがそれぞれの住民に対して行うこととされている業務を外部に委託する場合には、その範囲内でいかなる内容をどのような方法で委託するかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかし、外部に委託するに当たり、競争に対する影響のない又は競争に対する影響がより少ない他の方法がある場合には、そのような方法を採用することが望ましい。

また、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関が実施する施策により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに、2(2)）。

- (3) 法定接種の実施主体は市町村であるところ、各市町村がN県の要請を踏

まえて委託費の額をどのように設定するかについては、独占禁止法上の問題ではなく、各市町村の政策判断に委ねられている。しかし、本件では、N県の要請に基づき、被接種者の負担額及び各市町村からの医療機関に対する委託費が統一されることにより、個々の医療機関が自らの判断で自由に設定することができる接種の料金が行政機関が提示する一定の額（市町村からの委託費＋一部本人負担額）に統一されることとなり、それによって、個々の医療機関が創意工夫を発揮して、接種の料金を自らの判断で自由に設定できなくなり、かえって住民の不利益にもなりかねない。

- (4) 一方で、住民の居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関で接種を受けた場合でも、当該住民の居住する市町村から当該医療機関に対して委託費が支払われる体制を整えるという本件の目的を達成する方法としては、例えば、居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関で法定接種を受けた住民は、一旦、当該医療機関が設定する接種の料金を全額支払い、レシートを受領した後、当該レシートを居住する市町村に提示することで、提示を受けた市町村から当該住民に対して当該市町村が設定する委託費の額を支払うといった、他のより競争制限的でない方法を採用することが、住民等の利益になるものと考えられる。
- (5) なお、N県の要請を契機として、例えば、各市町村が、各医療機関に対して法定接種の接種の料金を県内で統一するよう行政指導を行う場合、それによって、各医療機関が共同して、接種の料金を決定するなど、当該医療機関の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり（独占禁止法第3条）、また、各市町村が、N県内の医師会に対して、各医療機関に対して法定接種の接種の料金を県内で統一するよう行政指導を行う場合、それによって、当該医師会の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第8条第1号、第4号）。

3 結論

市町村が医療機関に委託して実施する法定接種において、被接種者の負担額及び各市町村の医療機関への委託費を県の要請を受けて統一することは、個々の医療機関接種の料金も統一されることとなり、それによって、個々の医療機関が創意工夫を発揮して、接種の料金を自らの判断で自由に設定することができなくなり、かえって住民の不利益にもなりかねない。一方、例えば、居住する市町村以外の市町村に所在する医療機関で法定接種を受けた住民が、一旦、当該医療機関が設定する接種の料金を全額支払い、レシートを受領した後、当該レシートを居住する市町村に提示することで、提示を受けた市町村から当該住民に対して当該市町村が設定する委託費の額を支払うといった、他

のより競争制限的でない方法を採用することが、住民の利益になるものと考えられる。

【参考】インフルエンザの予防接種に関する独占禁止法違反事例

公正取引委員会は、医師会の会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知していた医師会に対し、独占禁止法第8条第1号（事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第8条の2第2項の規定に基づき、医師会に対して、今後、会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定せず、会員がそれぞれ自主的に決めることなどを理事会において決議しなければならないなどの排除措置命令を行った（平成26年2月27日排除措置命令）。

〔委託事業等〕

（医療・福祉④）

15 ガイドヘルプサービス（移動支援事業）²³の提供を特定のNPO法人に一元化することについて

ガイドヘルプサービスにおける不適正事例の発生を防止する目的で、市と各事業者が共同でNPO法人を設立し、市内におけるガイドヘルプサービス提供者を当該NPO法人1社に集約することは、事業者間の競争を通じた価格の引下げやサービス向上が期待できず、かえって利用者の不利益にもなりかねないため、他のより競争制限的でない方法を採用することが望ましい。

1 相談の要旨

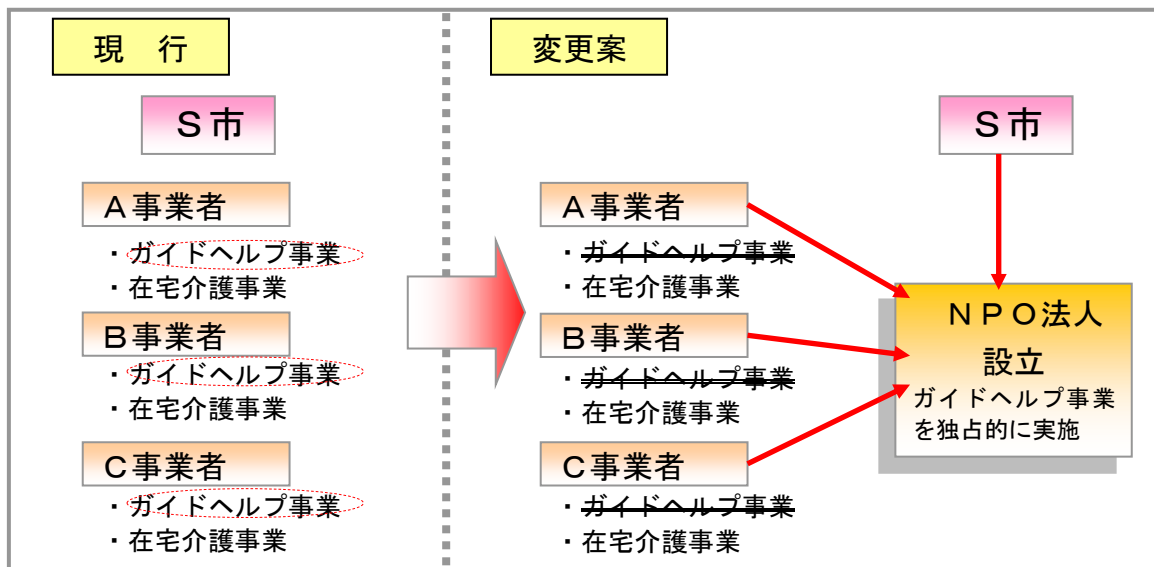
ガイドヘルプサービスについては、規制緩和の結果、社会福祉法人に加え、NPO法人や株式会社も行えることとなり、利用者の選択肢が広がった反面、S市では、利用者が望んでいないにもかかわらず無理やり外出させたり、月末、利用者に割り当てられた利用可能時間が余っている場合に上限近くまで時間を使い切ろうとするなど、ヘルパーによる問題行為が目立つようになった。S市は、このような事例は、各ガイドヘルプ事業者がヘルパーを適切に監督していないために発生していると考えている。

このため、S市では、30余りの事業者がガイドヘルプサービスを行う現在の枠組みを改め、①これら30余りのガイドヘルプ事業者とS市が共同してNPO法人を設立し（法人の理事には、各事業者の代表者が就任）、②各ガイドヘルプ事業者に雇用されているヘルパーは、このNPO法人との間でヘルパーとしての雇用契約を締結し、③利用者は、NPO法人と利用契約を締結し、当該NPO法人からヘルパーの派遣を受ける、という形態を採ることを検討している。

これにより、30余りのガイドヘルプ事業者にとっては、S市におけるガイドヘルプサービスの仕事を失うことになるが、いずれの事業者も在宅介護事業も併せて行っているため、倒産等することはない。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

²³ 障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業のこと。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 本件は、ガイドヘルプ事業者による問題行為の発生を防止するため、従来、複数の事業者が実施してきたS市におけるガイドヘルプサービスについて、市と各事業者が共同でNPO法人を設立し、S市におけるガイドヘルプサービスを当該NPO法人に集約させようとするものである。

なお、ガイドヘルプサービス事業は、社会福祉法人のほか、NPO法人や株式会社も行うことができる。

(2) 一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかし、行政機関が法令に具体的な規定がない参入・退出に関する行政指導を行うことにより公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害される場合には、事業者の価格引下げやサービス向上のインセンティブを失わせることとなるため、こうした弊害が生じることのないよう十分留意する必要がある（行政指導ガイドライン2(1)）。また、外部に委託するに当たり、競争に対する影響のない又は競争に対する影響がより少ない他の方法がある場合には、そのような方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。

(3) S市は、市内におけるガイドヘルプサービスについて、不適正事例の発生防止を目的に、これをガイドヘルプ事業者と共同して設立するNPO法人に行わせることとしている。S市におけるガイドヘルプサービスに係る事業の方法等をどのように定めるかについては、当該NPO法人を設立すること²⁴を含めて、独占禁止法上の問題ではなく、政策目的に基づくS市の判

²⁴ 会社の設立ではないため、独占禁止法による企業結合規制の対象とはならない。

断に委ねられている。しかし、現在S市において30余りの事業者が実施するガイドヘルプサービスを今後はNPO法人にのみ行わせることは、S市におけるガイドヘルプサービス分野における競争が全くなくなり、事業者間の競争を通じた価格の引下げやサービス向上が期待できなくなり、かえって利用者の不利益にもなりかねない。

- (4) 一方で、S市のガイドヘルプサービスの適正化という政策目的を達成するためには、例えば、不適正な行為に対する監視を強化するとともに、不適正事例が見られた事業者に対して指定取消しなどの処分を行うといった、他のより競争制限的でない方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。

3 結論

従来、複数事業者によって実施されてきたガイドヘルプサービスについて、市と各事業者が共同でNPO法人を設立し、市内における当該事業を当該NPO法人に集約させることは、今後、市におけるガイドヘルプサービス分野における競争が全くなくなり、事業者間の競争を通じた価格の引下げやサービス向上が期待できないこととなり、かえって利用者の不利益にもなりかねない。一方、例えば、不適正な行為に対する監視を強化するとともに、不適正事例が見られた事業者に対して指定取消しなどの処分を行うといった、不適正な行為に対処する他のより競争制限的でない方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。

〔公共調達〕

（環境対策③）

16 市が市営住宅建設に使用する木材を特定の森林認証を受けた事業者の供給するものに限定する行為について

市が、今後市営住宅を建設するのに使用する木材をX認証材に限定することは、当該木材の調達が容易であることから、競争に与える影響は軽微であるが、調達の対象をX認証と同等の森林認証を受けた森林で生産された木材にも広げ、入札に参加し得る事業者を拡大することで、競争を通じた価格の引下げや品質の向上等の効果がより期待されることとなる。

1 相談の要旨

- (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）において、地方公共団体は、調達に当たり、環境物品、つまり環境への負荷の軽減に役立つ物品等の調達の推進を図るために毎年度ガイドラインを作成することとされている。

当該規定を受けてT市でもガイドラインを策定しているところ、その中で、違法伐採を防ぎ、環境保全・持続可能な森林経営の促進を図るため、T市は、木材の調達に当たって、森林認証制度（環境保護に配慮して森林経営が行われていることを第三者機関が評価・認証する制度）の認証を受けた森林で生産された木材（以下「認証材」という。）を優先した調達を行うと定めている。

- (2) そこで、T市では、市営住宅の建設工事を入札で発注する際、入札仕様書に、「木材はX認証材を使用することとする」旨記載し、落札した建設業者にX認証材を調達する義務を負わせることとしたいが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

なお、森林認証機関は複数存在し、X認証材はそのうちの一つであるX機関²⁵による認証を受けた森林で生産された木材のことである。また、いくつかある森林認証規格の中で、X認証材の使用を義務付けるのは、T市近隣にはX認証を受けた森林しか存在しないためである。

2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、違法伐採を防ぎ、環境保全・持続可能な森林経営の促進を図るた

²⁵ X機関は、世界各地の環境団体、木材取引企業、先住民団体及び地域林業組合等のグループにより構成される非営利の国際的な会員制民間組織である。

め、市営住宅建設のために使用する木材を、特定の森林認証を受けた木材に限定するものである。

- (2) 一般に、行政機関が、法令に則り、どのように入札を行うかは、独占禁止法上の問題ではなく、行政機関の判断に委ねられている。しかし、入札に関する条件等を過剰に課すこととなれば、入札参加者が一部の事業者に限定され、競争を通じた価格の引下げや品質の向上等の競争入札によって期待される効果が得られないこととなる。
- (3) 本件において、市営住宅の建設工事の入札に当たって、落札した建設業者にX認証材を調達する義務を負わせることは、独占禁止法上の問題ではなく、政策目的に基づくT市の判断に委ねられている。また、X認証を受けている森林は、国内外に広く存在しており、当該市営住宅における使用木材がX認証材に限定されたとしても、木材を供給する事業者は、比較的容易にX認証材を調達できる。したがって、T市の市営住宅の使用木材をX認証材に限定することによって、T市が発注する市営住宅の建設工事における入札参加者が限定されることはなく、また、当該市営住宅建設に係る木材供給市場から木材を供給する事業者が排除される可能性は低いものと考えられることから、競争に与える影響は軽微である。
- (4) 一方で、森林認証は、国際規格ではあるものの、飽くまでも民間の規格であって、競合する森林認証の規格が複数存在しており、T市近隣の森林に対して森林認証を行った機関がX機関のみとしても、木材は県境や国境を越えて流通するのが一般的であり、市営住宅を建設する事業者がT市内以外の地域から木材を調達することも考えられる。

したがって、市営住宅の使用木材として、X認証材だけでなく、これと同等の森林認証規格に基づく認証材に対象を広げることで、入札に参加し得る事業者を拡大し、競争を通じた価格の引下げや品質の向上等の効果がより期待されることとなる。

3 結論

T市が、市営住宅建設に当たって、使用木材をX認証材に限定することは、木材を供給する事業者にとって当該認証材の調達が容易であることから、競争に与える影響は軽微であると考えられるが、調達の対象をX認証と同等の森林認証を受けた森林で生産された木材にも広げ、入札に参加し得る事業者を拡大することで、競争を通じた価格の引下げや品質の向上等の効果がより期待されることとなる。